

論点に対する回答

分 野	法人設立手続のデジタル完結について
省 庁 名	法務省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>日本経済団体連合会や新経済連盟による法人設立手続の簡素化に関する要望も踏まえ、デジタル臨時行政調査会において進められている「デジタル原則」への適合性の点検・見直し作業の先行的取組として、法人設立手続のデジタル完結（行政機関の判断の精緻化・自動化を含む）に取り組むべきと考える。</p> <p>また、日本経済団体連合会の意見書（「スタートアップ躍進ビジョン」、2022年3月15日公表）を受けて、定款認証の在り方についても見直しが必要である。</p> <p>【論点1】法人設立ワンストップサービスの対象手続について ※「定款認証の嘱託」手続については、【論点3】で回答いただきたい。</p> <p>【論点1-①】 法人設立ワンストップサービスの対象手続について、行政機関内部の業務フローのなかで、行政機関による判断が必要な業務（審査業務等）はあるか。ある場合、どのような業務において、どのような判断を行っているのかについて、御説明願いたい。</p> <p>例えば、完全オンライン申請による法人設立登記の「24時間以内処理」の対象となる株式会社及び合同会社の設立登記（役員等が5人以内等）について、どのような業務や審査を行っているのか、どのように業務や審査を短縮化しているのか、どのようなリスクを想定し、審査を行っているのかについて、御説明願いたい。</p> <p>【回答1-①】 会社は、法律に定めた一定の手続を経れば、法人格が与えられますが、その手続が会社法等の規定に従って適法に行われなときは、後に会社設立の無効等の問題を惹起し、会社をめぐる法律関係に様々な混乱を来す（リスク</p>	

を想定する) ことになり得るところです。そこで、登記所においては、設立登記の審査に当たって設立手続の適法性を審査した上で、法人格を与えることとしています。

なお、その審査方法は、商業登記法の定める添付情報の内容を踏まえつつ申請書に記載された事項が会社法の規定に適合しているか否かなどを確認することによります。

したがって、必要な添付情報がそろっているかの確認のほか、申請情報は添付情報の記録内容と齟齬していないか、資本金の額が払い込まれているか、特別な手続を要する変態設立事項が定款に定められていないか、定められている場合には所要の添付情報があるか、登録免許税が電子納付されているかなどを審査しています。

完全オンライン申請では、添付書類(紙ベースで作成されている添付情報)の受領・受領簿への記載事務が不要となること、添付書面に押印された印鑑と印鑑証明書との印影の照合が不要となること、登録免許税として納付された領収証書又は収入印紙の真贋の確認や使用済みの処理(消印処理)が不要となること、添付書類が別送されるまでの時間のロスがなくなること等により、デジタル技術を活用することで、審査の短縮化が実現されています。

【論点 1-②】

(論点 1-①で、行政機関による判断が必要な業務がある場合)

論点 1-①で示された行政機関の内部業務について、デジタル代替(デジタル技術を活用した判断の精緻化、自動化)の可能性について御説明願いたい。

デジタル代替の実現にあたっては、一定の条件を設け、リスクが高く厳重に審査を行うべき法人と、リスクが低く定型的な審査で十分な法人を分類したうえで、当初は自動化の対象を相対的にリスクが低い法人に絞り込み、徐々にその範囲を拡大していくなど、段階的に完全なデジタル代替を目指すことも含めて検討いただきたい。

【回答 1-②】

【回答 1-①】のおよりの商業登記の機能(予防的機能)からすると、例えば、資本金の額が低い会社(1億円以下など)であるからといって定型的にリスクが低いとはいえないと考えられますが、設立登記における主たる判断事項である定款関連の規定への適合性の審査については、定款の内容の複雑性が乏しいものを分類・判定することができればより定型的な審査が可能と

なり得るとも考えられることから、費用対効果の観点も踏まえながら、デジタル代替について今後検討していきたいと考えています。

【論点2】登記・供託オンライン申請システムについて

規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）における以下の記載について、現状及び今後の取組について御説明願いたい。

「法務省は、登記・供託オンライン申請システムについて、開発者等が使いやすい形でのAPI仕様の公開方法に係る改善に取り組むとともに、利用時間の24時間対応に向け、ニーズや費用対効果を踏まえた検討を行う。また、申請ページ（法人設立ワンストップサービスを含む）への導線や手続案内等が、手続に精通していない申請者に分かりやすいものとなるよう、法務省・法務局のウェブサイトを見直す等周知方法を改善する。【速やかに措置】」

【回答2】

登記・供託オンライン申請システムのAPI仕様の公開方法の改善に向けては、民間事業者へのヒアリングや意見交換会を実施し、その結果を踏まえて、民間事業者が利用しやすい検索可能なデータ形式とした上で、ホームページにおける公開方法を見直して容易にたどり着くように改善を図ったところです。

また、登記・供託オンライン申請システムの利用時間等については、利用者のニーズを把握するためにアンケート調査を実施するとともに、その結果も踏まえつつ、システム関係の有識者による会議体において、今後の利用時間の拡大に向けた検討を行っています。

登記・供託オンライン申請システムについては、令和7年度に次期システムへの更改を予定していることから、次期システムにおいては、政府方針に従い運用等経費の削減に留意しつつ、利用者のニーズに沿って利用時間の拡大を図るよう取り組む予定としています。

商業・法人登記関連手続及び不動産登記関連手続につき、オンライン利用率引上げに係る基本計画に基づいて、利用者がオンラインによる登記申請に必要な情報に容易にアクセスすることができるよう、法務局で取り扱うオンライン申請手続に係る情報を集約したウェブページを法務局ホームページに設けた上で、例えば、「株式会社の設立登記をしたい」、「転勤等で引っ越した」などライフイベントや目的別のボタンを設け、遷移後の画面において

それぞれのオンライン申請の手順を分かりやすく案内するように見直しを行っています（別紙1参照）。

その上で、法務局ホームページのトップページ上部に新たにバナーを表示し（別紙2参照）、更には、Twitterによってオンライン申請の利用の周知も図っています。

今後も登記の申請を考える方々に対してより分かりやすい情報を提供することができるよう、引き続きウェブサイトの改善に取り組むこととしています。

【論点3】公証人による定款認証について

【論点3-①】

定款認証の必要性について、御説明願いたい。設立無効等の会社の設立をめぐる紛争の予防のために、定款認証において、公証人が具体的に行っていることは何か。どういった場合に設立無効などの会社の設立をめぐる紛争が生じると考えているのか。

併せて、原始定款のみに公証人による認証が必要で、その後は定款に変更があった場合でも、公証人による認証が不要な理由についても御説明願いたい。

【回答3-①】

定款認証は、現在、①定款の存否、定款の記載内容全体について明確性を確保し、会社法等の関係法令違反の有無を確認することで、定款や法人格の存立にまつわる紛争を予防する機能のほか、②定款作成の意思の真正性を確保し、不正な起業・会社設立を抑止する機能を有していると考えています（公証人は、法令違反や無効な定款について認証を与えることはできません（公証人法第26条、第62条の6第4項）。）。また、上記②に関連し、マネー・ロンダリング対策の観点から、③定款認証の際に実質的支配者となるべき者の把握を行う取組も行っています（公証人法施行規則第13条の4）。

公証人の審査内容は次のとおりです。まず、公証人は、嘱託人から送られる定款案に基づいて定款の内容の会社法等の法令適合性について審査をします。その上で、面前の手續により嘱託人から直接定款の作成意思の真正と会社設立の意図等の真意について聴取するなどして、会社設立の適正性を確認しています。また、この際、実質的支配者となるべき者が誰かを嘱託人に申告させるとともに、関連する資料（実質的支配者となるべき者が自然人で

ある場合には写真付き身分証明書等、法人である場合には当該法人の登記事項証明書と株主名簿等の議決権構成が分かる資料。)の提出を求めることで、実質的支配者の確認を行い、必要に応じて捜査機関等への照会なども行って、不正な起業を目的としないかといったことを審査します(平成30年11月13日付け法務省民総第829号民事局長「公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱いについて(通達)」第2の1、3。)

会社の設立をめぐる紛争としては、様々なものが想定されますが、例えば、発起人の実在や発起人の意思に基づいて定款が作成されたか否かが争われたり、消費者詐欺やマネー・ロンダリングなど不正な目的があるとして設立行為が公序良俗に反するか否かが争われたり、株式会社が行うことができない行為が会社設立の目的とされているなど定款の絶対的記載事項に瑕疵があったりするような場合には、設立が無効とされたり、会社が不存在とされたりするおそれがあります。そのような場合には、当該会社について行われた多数の会社関係者との法律行為の効力が否定されるなどの紛争を惹起することとなります。

なお、会社設立後の定款変更について法令違反等がある場合は、定款を変更する旨の株主総会決議の効力が争われ得るにとどまり、法人格自体が否定されるような効果を生ずることはありません。他方、原始定款については、定款変更の場合と異なり、会社の設立無効や会社不存在等の法人格の発生自体が否定されるという深刻な効果が生ずるおそれがあることから、公証人による認証を必須としています。

【論点3-②】

デジタル技術を活用することにより、一定の種類の株式会社において、会社法上で求められる要件を満たす定款が作成できるのであれば、設立無効等の紛争の予防は可能であり、当該種類の株式会社に関しては、定款の記載事項を確認するための定款認証は不要ではないか。(例えば、「認証」を受けたソフトウェアを用いて作成された定款について、定款認証を不要(又は簡易な仕組み)とすることは考えられないか)。

【回答3-②】

もし御指摘のような仕組みを構築することができた場合には、事前に審査し、「認証」した定款のモデルの範囲内であれば、会社法の規定との適合性を確保することは理論的に不可能ではないとも考えられます。

他方で、会社法は、定款自治を広く認めており、会社の機関設計や株主の

権利内容等の会社の基本となるルールに関し、極めて多岐にわたる選択肢が存在しています。これは柔軟な設計を可能にすることで起業をする者の創意工夫によってそのニーズに合致する会社を設立することを許容することが望ましいとの配慮によるものであると考えられます。

しかし、ある特定の定款のモデルに基づくもののみ定款認証を撤廃するなどの規制緩和をするという取扱いをした場合には、創意工夫の余地を狭めることとなり、多数の選択肢が認められている中でなぜその選択肢のみ法律上特別の扱いをするのかについて、合理的な説明をすることが困難であると考えられます。

また、株式会社の設立においては、発起人の存在が不可欠であり、発起人の権限や責任が法定されているところ、定款認証の手續の過程で、発起人の実在や発起人の意思に基づいて定款が作成されたことを厳格な手續の下で確認しています（この点は、設立登記手續では確認されません。）。

加えて、上記3-①のとおり、公証人による定款認証に際しては、会社法等で求められる要件を満たしているかどうかだけでなく、設立行為が不正なものでないかどうかについても審査しており、マネーロンダリング対策の観点からの取組も講じられているところです。

仮に、一定の類型の株式会社について、定款認証を省略又は簡略化することとした場合には、このような機能が失われることとなるため、定款認証は必要であると考えております。

【論点3-③】

公証人による面前確認の必要性について、御説明願いたい。併せて、代理人が申請する場合には、本人ではなく代理人が面前確認を受けると承知しているが、代理人に対する面前確認の意味についても、御説明願いたい。御説明の際には、代理人申請の割合、及び、面前確認の趣旨を踏まえ、代理人は依頼人に対して、具体的にどのような確認などの行為を行う必要があるのか、代理人による当該行為が実際に行われているかどうかをどのように担保しているのかについても、御説明いただきたい。

【回答3-③】

公証人の面前確認は、直接のやりとりを通じて、定款が作成名義人である発起人本人がその意思に基づいて作成したものであることを確認するという重要な意義を有しています。

また、このことは、代理嘱託による場合であっても同様であると考えてお

ります。

すなわち、代理嘱託による場合には、公証人の代理人に対する面前確認に際して、代理人が作成したことの真正性に加えて、委任者から委任を受けていることや、その委任内容等についての委任者の真意を、代理人との直接のやりとりによって確認しております。

そして、その際、顔の見える双方向の手続であることから、本人確認や意思確認がより確実になり、なりすまし防止の効果を高めるという意義も有しており、直接の口頭でのやりとりにおいて起業の目的などについても確認がされることになるため、不正な意図をもって起業しようとする者に対する心理的な抑止効果も生じ得るものとなっています。

【論点 3-④】

テレビ電話による面前確認の現状の評価と利用率向上に向けた取組について御説明願いたい。

【回答 3-④】

テレビ電話による電子定款の認証は平成 31 年 3 月 29 日から開始されました。

日本公証人連合会によれば、平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 12 月までは電子定款の認証件数約 6 万 4000 件のうちテレビ電話を利用した件数は 19 件でしたが、令和 2 年中ではそれぞれ約 8 万 2000 件のうち 2627 件であり、令和 3 年中では約 9 万 2000 件のうち 6847 件であったとのことであり、利用が拡大傾向にあることが分かります。

利用率向上に向けては、直近では、本年 4 月 1 日から公証人手数料のクレジットカード決済を開始して嘱託人の利便性向上を図る措置を講じるなどの取組がされておりますが、引き続き、広報の充実や、システムのユーザビリティの改善などの取組が継続されるよう、ユーザーのご意見も踏まえながら、日本公証人連合会と連携して取り組む予定です。

【論点 3-⑤】

公証人による本人確認の方法や要件について、御説明願いたい。マイナンバーカード及び電子証明書で十分であり、面前確認は不要ではないか。

【回答 3-⑤】

公証人は、実印及び印鑑証明書又はマイナンバーカード及び電子証明書によって嘱託人が発起人本人であること（代理嘱託のケースにおいては、委託

者である発起人の本人性及び委任の有無)を確認することに加えて、面前確認において、顔の見える形での直接のやり取りを通じて、作成名義人本人であることやその意思に基づくものであること(代理嘱託のケースにおいては、委託者である発起人の本人性及び定款作成の真正性)を確認しています。したがって、面前確認が必要であると考えています。

【論点3-⑥】

定款認証の際に設立される会社の実質的支配者となるべき者を公証人に申告させる制度において、公証人が実施していることについて、御説明願いたい。

法人の透明性を向上させる機能に関して、FATF 勧告では、「各国は、権限ある当局が、適時に、法人の受益所有及び支配について、十分で、正確なかつ時宜を得た情報を入手することができ、又はそのような情報にアクセスできることを確保すべきである」とされる。設立時のみしか関与しない公証人による情報収集だけでは、他の方法と組み合わせなければ当該勧告を遵守することができないため、設立時も設立後も接点があり、情報のアップデートも行うことができる者(例えば、会社登録機関としての法務局、税務署、金融機関等)が一元的に情報収集を行うことが合理的ではないか。

【回答3-⑥】

公証人は、株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人について定款認証を行う場合、嘱託人に対し、(1)①設立時に実質的支配者となるべき者の本人特定事項、②実質的支配者となるべき者が暴力団員又は国際テロリスト(以下「暴力団員等」といいます。)に該当するか否かを申告させるものとされています(公証人法施行規則第13条の4第1項)。

また、(2)公証人は、実質的支配者となるべき者が暴力団員等に該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、嘱託人又は当該実質的支配者となるべき者に設立の適法性について説明をさせなければならないとされています(同条第2項)。この際に合理的な説明がされない場合には、当該法人の設立は、犯罪収益の蓄蔵、移転に使用する等の違法な目的で行われる蓋然性が高く、当該定款に基づく法人設立行為は公序良俗に反して無効(民法第90条)と考えられることから、公証人は、当該定款の認証を拒否することとなります(公証人法第26条、平成30年11月13日付け法務省民総第829号民事局長「公証人法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う公証事務の取扱いについて(通達)」第2の4)。

これらにより、回答3-①のとおり、②不正な会社設立を抑止するという機能が果たされるとともに、③公証人において法人設立時の実質的支配者に関する情報を把握するという機能が果たされ、必要に応じて権限ある当局が当該情報にアクセスすることを確保することができることとなります。

また、FATF 勧告との関係で、法人設立後の実質的支配者情報の把握が課題となり、設立時にのみ関与する公証人が設立後の実質的支配者情報を把握する契機を持たないことは御指摘のとおりです。しかしながら、FATF においては、マネー・ロンダリング対策として、権限ある当局のみならず、登記所、金融機関、弁護士等を含めた多様な主体による多面的なアプローチの重要性が指摘されていたところ、本制度は、このようなマネロン対策における多面的アプローチの一環に位置付けられるものであり、第四次対日審査においても本制度の導入については評価がされたものと考えております。

なお、FATF 勧告への対応を含めてマネー・ロンダリング対策については引き続きの対応強化が求められている状況であると認識しています。

(参考) 別紙1 及び別紙2